

令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金  
(Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業)

令和7年7月11日  
一般社団法人地域循環共生社会連携協会

よくあるご質問

No.	質問	回答
<b>a. 代表企業の申請、連携企業の申請について</b>		
1	代表企業の応募申請方法について教えてください。	Scope3事業は、代表企業がその企業のScope3となる企業とCO2削減について取り決めを締結し実施することになります。 応募は、代表企業が公募要領にある応募申請書等を連携企業等からの資料を入手・とりまとめ申請する形となります。 なお、「代表企業」と共同事業の説明で使用される「代表事業者」は別ですので混同しないようお願いします。
2	補助金の交付申請をする事業者の申請方法を教えてください。	補助金の交付申請は、代表企業が応募し採決された後に、交付申請書及び必要書類を提出することとなります。
<b>b. 企業間連携の要件について</b>		
1	代表企業と連携企業1社の合計2社で応募申請はできますか。	本事業の応募要件は連携企業2社以上が必須となっておりますので応募できません。
2	自社の同一工場内において、所有者が異なる設備の設備更新を実施することは可能でしょうか。	可能です。代表企業に応募申請時に連携企業として申請、採択された後、所有者が交付申請し補助事業者として採択されることが前提となります。 また、リース事業を活用する場合のリース事業者は、設備の所有者となる企業として上記例と同じく補助事業者として実施すること、本補助金の交付申請等の手続きは、設備の所有者であるリース事業者が代表事業者として行うことが前提となります。
3	代表企業は、Scope3削減目標の第三者認証を受ける必要がありますか。	必要はありません。
4	代表企業は設備導入による補助金をもらえますか。	代表企業の設備導入も補助事業の対象となります。 実施する要件は、下記のほか交付規程、公募要領のほか協会が定めておりますのでご確認の上応募ください。 ・2者以上の連携企業が当該年度の交付決定を受けていること ・直近2期で連続の債務超過がないこと ・GX要件を満たすこと ・企業の成長につながる今後の方針を策定すること ・必要な人材の確保に向けた取組を進めること
5	子会社が代表企業として本補助金に参加することは可能でしょうか。また、親会社と子会社がそれぞれで連携企業を募って、個々で申請可能でしょうか。	子会社や関連会社も「代表企業」となることができます。その場合、その子会社にとってのScope3に該当する企業を2者以上「連携企業」として、CO2排出削減の合意を締結する予定の上で応募いただく必要があります。 また、持ち株会社がGX率先実行宣言を行っている場合、子会社が代表企業となることは可能です。 親会社が代表企業になる応募と、子会社が代表企業となる応募でそれぞれ要件を満たしていれば、個々で応募可能です。
6	親会社と子会社で、別々の企業連携を組んで応募することは可能でしょうか。	可能です。その場合、親会社、子会社それぞれが企業連携をとりまとめてCO2削減計画を独立して策定していること。それぞれが自社のScope3のカテゴリー1、カテゴリー4、カテゴリー5、カテゴリー9、カテゴリー12のいずれかに該当する企業と事業を行う必要があります。
7	親会社と子会社で、別々の企業連携を組んで応募する場合、子会社が親会社の目標と異なるCO2削減目標を立てて応募することが必要になりますか。	親会社、子会社それぞれが独立したCO2削減計画を策定していることが必要です。

令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金  
(Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業)

令和7年7月11日  
一般社団法人地域循環共生社会連携協会

よくあるご質問

No.	質問	回答
8	連携企業の要件として、「代表企業のScope3削減に資する企業であること」とあります。 代表企業専用の生産ラインなどを持っていない場合でも、連携企業となることはできますか。	生産ラインについて、代表企業に関係する製品の生産ラインであればよく、その生産ラインが代表企業の専用ラインである必要はありません。 なお、連携企業の1つの「排出削減事業所（補助事業を行う工場・事業場）」は、1つの代表企業の連携企業になれます。 ほかの代表企業の連携企業にはなれません。
<b>c. 応募申請について</b>		
1	【様式1】応募申請書の事業実施責任者は誰にすればよいですか。	代表取締役社長等、法人格の代表権を持つ方としてください。 代表者からの委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても委任を受けた者が代表者として応募申請することが可能です。
2	公募の要件を満たした応募内容であれば、必ず採択されるのでしょうか。	実施計画書の記載内容が当補助事業の趣旨に沿い、外部の有識者からなる審査委員会で審査基準により審査評価し、公募予算の範囲内で採択を行いますので、必ず採択されるわけではありません。例えば事業のキャッシュフローや途絶リスクの対応方法で事業の継続性が確認できない場合は採択されない場合があります。 なお、審査委員会で書面審査と合わせて、対面ヒアリングを実施する場合もあります。
3	応募申請後、補助金申請を辞退する必要が発生した場合、どのように対応すればよいですか。	交付決定前の辞退は可能です。採択通知受領後であれば、採択辞退届を提出していただけます。 交付決定後に、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、中止(廃止)承認申請書を提出して承認を受ける必要があります。
4	各年度の業務概要及び貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、弊社ホームページにもIR情報として公表しています。 パンフレットやホームページに掲載されたものを提出書類としてもよいですか。	問題ありません。 ホームページの印刷でも可能です。
5	定款、貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要でしょうか。	不要です。写しでかまいません。
6	弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。	グループ全体ではなく、自社の貸借対照表・損益計算書経理状況をご提出ください。
7	応募申請内容等について、事前の相談は可能ですか。	審査を公平に行うため、個別での相談は受け付けておりません。
8	J グランツ/jGrantsによる提出とはどのような方法ですか。 (応募申請)	J グランツ/jGrantsは、デジタル庁が運営する補助金の電子申請システムです。公募要領 VII 応募申請方法等（4）提出方法及び提出先に示したURLを参照ください。 J グランツでの応募申請にあたっては、事前に「G ビズ ID / gBizID」アカウントの取得が必要となりますので、デジタル庁の次のURLにアクセスし取得の手続きをとってください。 G ビズ ID (デジタル庁) <a href="https://gbiz-id.go.jp/top/index.html">https://gbiz-id.go.jp/top/index.html</a> 今年度の申請より極力J グランツでの申請を願いますが、やむを得ずJ グランツを使用できない場合に限り電子メールでの提出を受付ます。
9	メール申請とは、どのような申請ですか。 (応募申請)	メール申請は応募書類をすべて電子データとしてメールに添付を行い申請します。今年度の申請より極力J グランツでの申請を願いますが、やむを得ずJ グランツを使用できない場合に限り電子メールでの提出を受付ます。
10	J グランツもしくはメール申請をした場合、書類（紙媒体）は必要となりますか。	紙媒体の提出は必要がありません。

令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金  
(Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業)

令和7年7月11日  
一般社団法人地域循環共生社会連携協会

よくあるご質問

No.	質問	回答
11	メール申請について、添付ファイルの容量が多く一度で送信できない場合、どうすれば良いでしょうか。	分割して送信していただいて構いません。一度の送信で添付ファイルの容量は100MBまでとしてください。その際、メールの件名の最後に(何通目/全体数)と入力してください。 また、元データで送信可能な場合はPDFに変換しない等、容量を軽減できるようご注意ください。
12	メール申請ではなく、書類(紙媒体)での申請はできますか。	不可となります。jGrantsもしくはメール申請のみとなっております。
13	応募申請・交付申請時に提出する電子データについて、ファイル形式の指定はありますか。	応募申請書・交付申請書ともに、【様式1】【様式2】、【別紙1】、【別紙2】等で、協会が提供するExcel形式についてはファイルをそのまま提出してください(シートを分けずに一連のファイルで提出)。 その他参考資料等については、作成時のファイル形式のまま提出してください。また、資料のコピー等はPDF形式で提出してください。
14	応募申請書【別紙2】経費内訳の、金額の根拠がわかる書類(見積書等)を添付する必要がありますか。	応募申請段階では、機器・工事等の見積書は提出不要です。積算内訳で提出ください。
15	CO2削減効果を算出する際、ベースとなるデータは令和6年度の実績をベースに作成すれば良いですか。	応募申請の時点で最新の実績である令和4年度、令和5年度、令和6年度の3年間平均または令和6年度の実績をベースにして作成して下さい。
<b>d. 共同申請について (交付申請手続き)</b>		
1	交付申請時に共同申請を行う際、代表事業者は誰にすればよいですか。	補助事業によって財産を取得する者が代表事業者となります。 リースを利用する場合は、代表事業者：設備所有者(リース会社)、共同事業者：設備使用者で事業を実施する者(リース利用者)となります
2	2者以上の者が財産を取得する際は、2者が代表事業者として交付申請できますか。	複数事業所が連携し省CO2型システムへ導入する、または、既存システムへの設備追加により、複数の事業者が省CO2化を加速する事業においては、代表事業者の連名による申請となります。
3	複数のリース会社を用いて交付申請することは可能ですか。	複数連名申請の要件を満たせば、連名申請することができます。 (例 工場・事業場の所有者による事業とリース事業またはESCO事業を同時に行う場合)
4	共同申請者が補助対象設備等の一部を取得する場合、共同申請者に対して、協会による現地調査、会計検査院による実地検査が実施されることはありますか。	共同申請者が協会による現地調査、会計検査院による実地検査の対象となることもあります。 共同申請者に対する調査・検査を実施する場合は、代表者に窓口となっていただきます。また、代表事業者の立ち合いのもと、調査・検査を実施することもあります。
5	ESCO事業による設備導入は補助対象となりますか。	補助対象となります。対象設備の保有者がESCO事業者となる場合、補助対象事業者はESCO事業者となります。
6	ESCO事業は「シェアード」と「ギャランティード」いずれも補助対象となりますか。	ESCO事業での対象は「シェアード」「ギャランティード」ともに補助対象です。
7	リース契約で補助対象設備を導入し、削減量に未達だった場合、未達の場合の責務は誰が負いますか。	代表申請者(補助金を受ける者)はリース会社であるため、未達の場合の責務が生じるのはリース会社となります。ただし、削減目標達成の責務は共同申請者も負うことになります。
8	リース会社を代表事業者として採択、交付決定されたが、その後共同事業者が代表事業者になり、リースを活用しないスキームに変更することはできますか。	交付申請の採択後の代表事業者の変更はできません。 リース会社がESCO事業者の場合も同様です。

令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金  
(Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業)

令和7年7月11日  
一般社団法人地域循環共生社会連携協会

よくあるご質問

No.	質問	回答
9	リース契約の場合、補助金はユーザー又はリース会社のどちらに振り込まれることになりますか。	代表事業者（リース会社）に交付されます。リース会社は補助金相当を減額して、共同事業者（導入事業所）に請求をすることになります。
<b>e. 削減率、申請単位について</b>		
1	代表企業や連携企業等が、自社の2カ所以上の工場・事業場での設備更新を実施することは可能でしょうか。	可能です。交付申請の単位は排出事業所別となっており2カ所以上の工場・事業場は別々に申請書類を作成ください。 同一排出処理事業所内の設備投資に対する申請書類はまとめて作成ください。 交付申請の手続きは、事業者は排出事業所別申請書類を集約し、CO2排出削減率30%が達成していることを確認してから交付申請することが必要です。
2	LEDと空調機を更新しようと考えているが、その場合の補助上限額はありますか。	LED照明設備更新の補助上限額は、主要設備の補助額が上限となります。なお、下記の要件が必要となります。 ・LED照明設備単体では補助対象外であり、中小企業に限り設備の導入と併せて導入する制御機能付きLEDの場合に補助対象となります。 ・制御機能付きLEDの排出量・削減量は主要設備の排出量・削減量と合算して30%以上の削減を満たすことが必要です。（主要設備単体でも少なくともCO2排出量削減率は15%を求める。） このほか公募要領にて定める要件をご確認の上、交付申請ください。
3	補助金上限額は15億円とありますが、3年間の補助事業を実施する場合の補助上限額はどれになりますか。	令和7年度～令和9年度まで3年間の事業年度で、事業者あたり応募事業の後年度分も含めた総額15億円が補助上限額となっております。 なお、代表企業の子会社が補助事業を実施する場合、代表会社グループ全体の補助上限額が総額15億円となりますのでご注意ください。
<b>f. CO2削減コスト算出方法について</b>		
1	応募申請時に、設備の仕様書提出はありますが、CO2削減量算出根拠の関連資料を提出する必要はないのですか。	代表企業による応募申請以降に、設備投資に関するCO2削減量の算定方法について問い合わせ(※)を行いますので、あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。 ※問い合わせの実施について CO2削減効果の算定根拠に「算定ツール」以外を使用した場合の審査に相応の時間を要することが想定されており、また「算定ツール」を使った場合でも適切な運用されていない場合に「算定ツール」以外の算定根拠を再提出いただくことがあり他の連携企業へ影響するリスクを低減する為。
2	基準年度の排出量の算定は直近過去3年間の排出量の平均値(令和4年度～令和6年度)または令和6年度のいずれか任意とすることとされていますが、過去3年間のうち、1年間だけ極端に排出量が少ない(多い)場合には、どうしたらよいでしょうか。	直近過去3年間の排出量の平均値をとるか、令和6年度を取るかは任意で選択できますので、適切に判断願います。
3	応募申請にあたり、申請排出量を必達するために余裕度を計算して申請できますか。	応募申請時において余裕度を含めたCO2削減算出根拠を提出されても審査を行い採択します。なお、交付申請において設備投資の詳細を提出され検討したの結果、応募申請より削減が20%以上減った場合、再審査となりますのでご注意ください。

令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金  
 (Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業)

令和7年7月11日  
 一般社団法人地域循環共生社会連携協会

よくあるご質問

No.	質問	回答
4	整備計画書に記載する対策前CO2排出量は、工場全体の排出量でしょうか。それとも、更新設備に関する部分のCO2排出量でしょうか。	CO2削減計画書、および整備計画書に記載する対策前CO2排出量は、設備導入に関する部分のCO2排出量の排出削減事業所別合算となります。
5	弊社は、二酸化炭素の排出量を算定し、既に環境報告書に記載していますが、それを基準年度排出量とすることはできますか。	CO2排出量計算書に従い提出してください。
6	電力の調達方法の変更によるCO2削減効果は、削減量に算入できますか。	対象外です。
7	削減効果把握のために計量器を設置とのことですが、計量器の規格はありますか。また、設備更新前の機器についても計測器を設置する必要がありますか。	設備更新によりCO2排出削減量を把握するための計測器に係る規格の指定はございません。また、CO2排出量の把握方法は、必ずしも実測である必要はなく、購買量に基づく方法での把握も可能です。把握方法の詳細については、環境省発行の「SHIFT事業 CO2削減対策の効果算定ガイドライン」をご参照ください。
<b>g. 補助対象となる設備について</b>		
1	小型の複数の設備導入も補助金の対象となりますか。	本事業は、CO2排出削減率30%以上を事業者単位で達成する設備の導入であり、それぞれの設備について公募要領等の設備導入要件を満たしていれば、小型の複数設備の導入も可能です。
2	設備の取り付け工事、基礎工事は対象となりますか。	設備の取り付け工事は対象となります。 基礎工事は必要最低限となります（たとえば、補助対象外設備と基礎が共有である場合、補助対象設備の範囲の基礎部分のみが対象となります）。 なお、既設設備の撤去工事は対象とはなりません。
3	空調の制御に必要なセンサー・コントローラーを申請できますか。	センサーやコントローラーは空調の更新と合わせて導入する場合、補助対象となります。
4	電気やガスへの燃料転換を行う場合、LNG/LPG供給設備や受変電設備の追加、あるいは敷地内の電力ケーブルやガス配管等の付帯設備も補助対象となるでしょうか。	燃料転換により更新される機器（ヒートポンプやボイラ等）が補助対象となる場合は、左記付帯設備も補助対象となりえます。
3	設備導入に際して、A設備とB設備がある場合、A設備については、補助実施期間の最終年度2月末までに工事が完了します。一方、B設備については、工事が完了しない恐れがありますので、自己資金で設備を導入し、（交付決定前に）設備を発注する計画です。A設備のみの補助事業の実施対象として申請することを考えているが可能でしょうか。	2つの設備の工事が事業として一体不可分であるならば、1つの補助事業に当たると考えており、1月末までに工事が完了している必要があります。よって、2つの工事を切り離すことができないならば申請は不可です。 一方、例えば2つの工事の契約が分かれていますらば、別個の事業として見做すことができるので、今回の申請対象工事が1月末までに完了するA設備のみであるならば申請は可能です。その場合、自己資金等でB設備の導入を行うことを妨げるものではありません。
4	設備導入が対象とありますが、ガスバーナーの更新でも補助対象となりますか。	最新のガスバーナーに交換（入替え更新）することで、燃焼効率が向上しCO2排出を30%削減させる、もしくは複数の設備としてCO2排出を30%削減目標を達成する場合であっても新設時の状態に戻すような「単なる機能回復」のような更新は認められません。
5	部品交換でCO2削減が見込める場合、対象となりますか。	CO2削減が見込めるシステムシステムの導入に係る部品である場合は対象となります。 単なる機能回復を目的として、一部の部品交換のみを行う場合は対象とはなりません。
6	設備機器の本体に保温カバーを装着することにより、ヒータ負荷等が軽減されCO2の削減に貢献する場合は、この保温カバーを補助対象と考えて良いでしょうか。	更新する設備の本体や付帯する機器・配管の防熱・断熱強化工事に関しては対象となります。 既存の設備機器や既存配管の断熱対策は補助対象にはなりません。

令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金  
(Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業)

令和7年7月11日  
一般社団法人地域循環共生社会連携協会

よくあるご質問

No.	質問	回答
7	投資回収年数3年以上とは、個々の補助対象対策で判断するのですか。また、投資回収年数の計算方法を教えてください。	個々の補助対象毎ではなく、事業者単位で判断します。また、投資回収年数の計算は(総事業費(円)-補助金所要額(円))÷年間のランニングコスト削減効果額(円/年)になります。
8	旧設備を丸ごと解体撤去せずとも、配管や電源などでラインと縁切りできていれば「稼働不能」の状態と考えてよいですか。また、補助事業設備がトラブルなどで停止し、代わりにこれらを復元・再運転することは可能ですか。	旧設備本体を解体撤去できない場合は、配管や電源などを物理的な方法で切断する方法を取っていただければ稼働不能状態と取り扱います。ただし、当初から旧設備を補助機器として使用することを予定している場合は、「設備更新」ではなく「新設」となりますので、補助対象とすることはできません。
9	新設備導入後は、非常時(新設備点検時および故障などによる運転停止時)のバックアップとして旧設備を残すことは可能ですか。	更新対象の機器・設備は撤去または稼働不能状態とすることが条件です。
10	撤去した更新対象の機器・設備を他の事業場で使用したいが可能ですか。	撤去した機器・設備の流用は認められません。
11	故障している機器の更新も補助金事業の対象に含めて申請する事は可能ですか。	CO2削減のための設備導入が原則です。「故障した状態、使用していない設備・機器」は対象とはなりません。
<b>h. 補助対象経費について</b>		
1	設備導入事業において、年度毎又は総額で補助金に上限はありますか。	事業者単位で複数年度を含めた合計15億円となっております。また、代表企業とその子会社に関しては、代表グループ全体で複数年度を含めて合計15億円が条件となります。
2	採択後、補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合、補助金額の増額は可能ですか。	採択通知書に記載された採択額が、補助金交付額の上限になります。事業費が増額した場合は、採択額を超える部分は自己負担となります。
3	補助事業完了後3年間報告義務がある「事業報告書」を作成するにあたり、使用電力量を計測するためのメーター等は補助対象に含めてよろしいでしょうか。	使用電力測定のためのメーター等については、補助対象です。なお、新設設備の個別の消費したエネルギーを測定するメーターが無い場合は、運転稼働実績等から消費エネルギーを推定して算出を行うことで可とします。
4	更新された既存の機器は、事業完了後、BCP(Business Continuity Plan)対策として予備品またはバックアップとして残すことができますか。	更新対象または機能の代替対象となった既存機器は、予備品やバックアップとして残すことはできません。撤去または稼働不能状態とすることが必要となります。撤去または稼働不能状態にする工事は、事業完了までに完了させる必要があります。
5	施工業者への工事代金支払いを約束手形で行ってもよいですか。	銀行振込を含む現金払いとしてください。約束手形による支払いでは、補助金は交付できません。
6	業者への支払いについて分割でもよいですか。	分割のスケジュールがわかる資料を提出してください(売買契約書等)。割賦は認められません。
7	補助事業による取得財産であること明示するために貼り付けるプレート等の費用は、補助対象経費に含めてよいですか。	プレート作成費及び貼付の費用は補助対象とはなりません。
8	「不採用とした一者の見積書」は、業者の「捺印」は必要ですか。	3者見積ができ、発注先を選定できるレベルの記載は必要です。信用できる見積書として「捺印」は必要です。
9	間接工事費の見積もりの方法を教えてください。	公共建築工事共通費積算基準の最新版に準拠してください。大きく分けて、積み上げ方式と比率による方式があります。比率による方式を採用する場合は、補助対象分の間接工事の比率≦補助対象外の間接工事の比率とする必要があります。
10	見積書のひな形はありますか。	ひな形は特にはありません。ただし見積りの内訳に、「別添 経費内訳表」にある細分が分かるように記載して下さい。また、記載した分類を見積書の内容で確認できるようにして下さい。
11	Scope3排出を削減するための計画策定やコンサルティング費用は補助対象になりますか。	計画策定・コンサルティング費用は補助対象外です。なお、事業を行うために直接必要な機器、設備・システム系の「設計」は補助対象です。

令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金  
(Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業)

令和7年7月11日  
一般社団法人地域循環共生社会連携協会

よくあるご質問

No.	質問	回答
12	補助対象経費の内、事務費【委託料】とあるが、コンサル会社等に補助金申請の業務を委託した場合、対象となりますか。	応募申請書・交付申請書の作成等、申請業務に係る費用は対象とはなりません。
13	既設の設備にインバータを追加して高効率化を図った場合、このインバータは補助対象となるのでしょうか。	インバータのみの追加の場合は補助対象になりません。ただし、既存のモーター等を高効率モーター等に更新する際にインバータも追加する場合は、このインバータも補助対象となります。
14	ルームエアコンは補助対象となりますか。	ルームエアコンは家庭用機器となりますので、対象にはなりません。
15	導入設備周辺の安全対策(例、立入禁止柵)は対象か。	補助対象となりません。
16	工場の生産を維持するために一定期間設備をレンタルする場合の仮設工事費等は、補助対象となるのでしょうか。	補助事業に直接的または間接的に必要な経費のみが補助対象であり、工場の生産維持といったCO2排出削減につながらない経費は補助対象にはなりません。
17	設備を屋上に設置する架台の補強は補助対象ですか。	個別に確認します。
18	部品の更新は補助対象ですか。	部品の更新は補助対象外です。但し、燃料転換に伴うガスバーナ更新等は補助対象です。
19	削減効果を報告するうえで、モニタリングのために計量器が必要な場合、計量器は補助対象となりますか。	効果測定に必要な計量器は、補助対象になります。また導入予定の設備に付随している計量器(燃料タンクに設置されている液面計など)は補助対象としています。しかし、導入する設備に関係のない計量器は、「CO2排出削減に寄与しない周辺機器」に該当するため、補助対象になりません。また購入伝票で把握できる場合等、モニタリングが必要不可欠でない場合で、当該計量器導入に別途費用がかかるものは対象となりません。
<b>i. 事業期間について (複数年度にわたる事業について)</b>		
1	複数年度事業で、初年度の補助対象経費が発生しない計画でも補助対象となりますか。	複数年度として交付申請採決された事業の場合、初年度に補助対象経費が発生しない場合でも補助対象となります。
2	複数年度事業の申請で、2年度目も交付申請をするのですか。	複数年度事業として交付申請し採択されている場合、翌年度以降の交付申請は不要です。
3	複数年度事業で、初年度に年度をまたいで複数年度にわたる発注または契約をしてよろしいのでしょうか。	複数年度事業として、年度を跨いだ事業を一つの事業で交付申請し採択されている場合、年度をまたいで発注または契約をすることができます。
4	複数年度事業の場合、翌年度の事業開始はいつになりますか。	本補助事業は、複数年度予算の事業である為、事業実施の停止期間はありません。翌年度補助事業開始承認申請書の提出も不要です。
5	複数年度事業として申請する場合の要点を教えてください。	事業経費を年度毎に明確(何をいつまでに実施するのか明らかにする)にして申請してください。 応募申請書【別紙2】補助対象経費計算書 交付申請書【別紙2】経費内訳 において、それぞれ年度別に総事業費・補助対象経費の記載が必要です。
6	補助事業の開始日はどのように考えればよいですか。	補助事業の開始日は、契約書もしくは注文請書の日付となります。なお、契約及び発注日(注文書の日付)は交付決定日以降としてください。
7	補助事業の完了日はどのように考えればよいですか。	補助事業の完了日は、検収確認を行った日となります。

令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金  
 (Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業)

令和7年7月11日  
 一般社団法人地域循環共生社会連携協会

よくあるご質問

No.	質問	回答
8	補助事業の計画変更について、交付規程第8条第1項第三号イに「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。	「軽微な変更」とは、補助対象経費において、交付規程の別表第2の第1欄の区分に示す、それぞれの費目の配分額の15%以内の変更で、かつCO2の排出削減効果に著しい影響を及ぼすおそれのない変更であり、以下の2点に該当する場合を指します。・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より効率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合・事業目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更である場合 なお、変更する必要が生じた場合は、独自で判断せず必ず協会へ相談してください。
9	交付申請の提出資料で、複数年度事業の場合の相見積りはいつとれば良いでしょうか。	交付申請時に提出できるように相見積もりを準備してください。
10	交付申請時に記載した補助事業の完了予定日を変更したい場合はどうすればよいでしょうか。	完了予定期日に遅延が見込まれる場合はまず協会に相談ください。完了予定期日を2ヶ月を超える可能性が出てきた場合には、遅延報告書を提出が必要です。
11	補助事業の計画変更について、設備導入について自社所有からリース契約へ変更したいと思っています。事業者の変更となりますが可能でしょうか。	応募要件に関わる変更は認められません。
12	対象設備の仕様変更や型番変更などは可能でしょうか。	対象設備の増減する内容については、基本的に不可としています。特に能力増は一切不可ですが、内容によっては変更対応可能です。以下事例を掲載します。 ・仕様変更については、変更理由を連絡いただき審査で判断 ・型番変更 同等設備であれば可となりますが独自で判断せず必ず協会へ相談してください。
13	事業完了の期限（令和8年1月30日）までに確実に完工するために、交付決定日前に工事業者とのやりとりをする場合は、どこまで認められますか。	工事の発注、契約、着工、支払いは交付決定日以降に行っていく必要があります。交付決定日までに補助事業の実施のための契約の締結に向けた準備行為（見積もり合わせを実施するなどして発注先を選定することなど）を行うことは認められますが、契約締結日（契約書や注文請書の日付）が交付決定日より前の場合、補助金の交付の対象外となるので十分注意してください。内示や口頭連絡でも、事前に発注・着手することは認められません。

令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金  
 (Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業)

令和7年7月11日  
 一般社団法人地域循環共生社会連携協会

よくあるご質問

No.	質問	回答
<b>j. 消費税について</b>		
1	消費税は補助対象となりますか。	消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税」という。）は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。 ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。 ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者 ②免税事業者である補助事業者 ③消費税法簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者 ④特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体又は消費税法別表第3に掲げる法人で、特定収入割合が5%を超える補助事業者 ⑤地方公共団体の一般会計である補助事業者  補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、交付規程 様式第10による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに協会に報告して下さい。
2	事業者としては消費税について免税と課税の両方の事業をしている。そのような場合はどちらで応募すればよいですか。	補助事業の申請する事業所の事業で判断してください。消費税免税事業者として申請する場合は、確認のための書面を提出する必要があります。
3	消費税について免税事業者か課税事業者かはどのように確認したらよいでしょうか。	貴事業所の経理、税務部門の担当者に確認してください。
<b>k. 補助事業における発注について</b>		
1	業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。	問題ありません。 ただし、契約行為は必ず交付決定日以降に行ってください。
2	工事業者等への補助事業の発注（契約）はいつ行えばよいですか。	交付決定日以降に行ってください。 ※契約日もしくは注文書の日付が交付決定日以降でなくてはなりません。 交付決定前に契約を行っている場合は、採取消消、又は交付決定できないことがありますので注意してください。
3	交付決定前に既に業者発注している場合、補助対象となりますか。	補助金の交付決定日前に発注等を行った経費については、補助対象対象とはなりません。
4	業者発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういうことですか。	競争入札もしくは3者以上による見積り合わせを行ってください。
5	見積を取る場合、ひとつの取引先から「3つのメーカーの機器（同等の仕様のもの）を比較したもの」を提出してもらうことは、競争原理が働く調達とみなされますか。	競争原理が働いたことにはなりません。同じ商品もしくは、同等の仕様のものについて、3者以上の業者から見積書を取ってください。
6	発注先決定に関し、原則入札行為が必要なことは理解していますが、社内規定に基づき、設備の導入に当たっては、従来から安全上の観点から随意契約としています。補助事業の場合でも随意契約できますか。	補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。この場合、交付申請の際に随意契約となる理由書を提出し、協会の承認を得る必要があります。
7	入札手続き等の準備は交付決定前に進めていてもよいですか。	問題ありません。
8	補助対象となる工事と一緒に、補助対象とならない工事（全額自己負担）も同時に発注することは可能でしょうか。	別々に発注することが望ましいですが、一緒に発注しても構いません。ただしその場合には、補助対象の工事と対象外の工事の費用が、発注書・契約書・請求書等の中で明確に分かるようにしてください。（内訳を分ける、備考欄にその旨記載する等）

令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金  
(Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業)

令和7年7月11日  
一般社団法人地域循環共生社会連携協会

よくあるご質問

No.	質問	回答
9	自社製品を使用することは可能ですか。	可能です。ただし、利益排除に従って、製造原価で申請してください。
10	自社調達において、一部外注する場合の外注先にも3者の見積合わせは必要でしょうか。	3者見積が必要です。競争入札もしくは複数者（3者以上）による見積合わせ、企画コンペ等を行ってください。
11	外注により、請負差額が発生した場合、その差額内で別途契約を行いたい、行ってもよろしいですか。	交付決定の内容と異なるので、原則認められません。
12	交付決定後に減額した場合、変更届を提出後、再び変更後の交付決定をもらわなければ作業はできませんか。	仕様変更による減額は、変更交付申請書、及び見積書／経費内訳書／選定理由書等の提出後審査を行い、問題なければ変更交付決定通知書を発行します。この場合は変更交付決定通知書を受領後でないと発注・工事はできません。
13	変更交付申請書を提出してから変更交付決定通知が出されるまでの期間はおよそどれくらいですか。	変更内容にもよりますが概ね2週間程度です。
<b>l. 他の補助金との併用について</b>		
1	他の補助金と併用は可能ですか。	<p>国からの他の補助金（国からの補助金を原資として交付する補助金を含む）を受ける場合は、補助対象外となります。</p> <p>地方公共団体等からの補助金との併用は可能です。</p> <p>ただし、併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国（当協会）からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。</p> <p>なお、当該地方公共団体等の補助金の制度が、当協会の補助事業に係る自己負担額に対して補助することができる仕組みになっている場合を除き、当協会からの補助金交付額は、当該地方公共団体等からの補助金交付額を「寄付金その他の収入」として控除した額に補助率を乗じた額となります。</p> <p>以上から、地方公共団体等の補助金との併用に当たっては、申請の際、当該地方公共団体等の補助金の交付要綱を提出してください。</p>
2	設備導入事業で申請する機器以外で、他の補助金との併用はできますか。	本事業で申請しない設備機器については併用できます。
<b>m. 補助金の交付について</b>		
1	概算払いはできますか。	本補助金は、複数年度の交付申請の採択を受けた事業について、概算払を行うことができます。詳しいスキームは、公募要領をご確認ください。
2	補助金の支払いの目処について教えてください。	補助金支払いは、補助事業の完了後（3月末まで）になります。
	代表企業以外の補助事業者が複数ある場合、補助金は代表企業にまとめて支払われるのですか。	<p>補助金は、代表企業を経ることなく、交付申請を行った補助事業者に直接支払います。なお、採択決定後行っていただく交付申請から事業終了後に提出いただきます補助金請求手続きについては、補助事業者から直接弊会に行ってください、補助金の支払いは補助事業者者に振込まれます。</p> <p>交付申請単位である排出削減事業所への直接支払いでないことにご注意ください。</p> <p>交付規程第3条第3項第一号の規定に基づき共同申請した場合は、代表事業者が請求し、協会は代表事業者に支払います。</p> <p>交付規程第3条第3項第二号の規定に基づき連名申請した場合は、共同事業者連名で請求し、協会は請求書に記載の口座にそれぞれ支払います。</p>
<b>n. 補助事業で導入した財産の処分について</b>		

令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金  
(Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業)

令和7年7月11日  
一般社団法人地域循環共生社会連携協会

よくあるご質問

No.	質問	回答
1	補助事業で取得した財産を、事情により処分する必要になった場合は、制限はありますか。また、どのような手続きが必要になりますか。	取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格または効用の増加価格が単価50万円以上の財産です。 これを処分の制限期間内に処分する時は、協会に申請し承認を受けなければなりません。財産を処分する必要が生じた場合は、予め協会へご相談下さい。処分の制限期間は、その財産の法定耐用年数になります。 なお、法定耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)により定められています。
2	交付規程第8条第1項第十三号に規定の取得財産のうち、その他大臣が定める財産とはどういったものですか。	補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の無形資産(ソフト、システム改修等)です。
<b>o. 圧縮記帳について</b>		
1	圧縮記帳は適用可能ですか。	所得税法第42条(国庫補助金等の総収入金額不算入)又は法人税法第42条(国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入)において、国庫補助金等の交付を受け、その交付の目的に適合する固定資産の取得等をした場合に、その国庫補助金等について総収入金額不算入又は圧縮限度額まで損金算入することができる税務上の特例(以下「圧縮記帳等」という。)が設けられています。 本補助金に関しては、圧縮記帳等の適用を受ける国庫補助金等に該当しますので、圧縮記帳等の適用にあたっては、税理士等の専門家にもご相談していただきつつ、適切な経理処理の上、ご活用ください。 なお、固定資産の取得に充てるための補助金等とそれ以外の補助金等(例えば、経費補填の補助金等)とを合わせて交付する場合には、固定資産の取得に充てるための補助金等以外の補助金等については税務上の特例の対象とはなりませんので、ご注意ください。
<b>p. 事業報告書について</b>		
1	事業終了後3年間の事業報告書には具体的に何を記載する必要がありますか。	対象となる期間中の二酸化炭素削減量の目標に対する実績値や、目標未達の場合の原因と対策等を報告していただきます。 また、期間中の再エネ調達方法の実績や、使用電力量に対する再エネ率の実績値についても報告していただきます。
2	事業終了後3年間に於いて稼働増などにより、CO2削減率の目標値を達成できなかった場合にはどのような報告が必要でしょうか。	事業報告の際、CO2削減率が目標値に達しなかった場合は、原因等を具体的にお示しいただくことになります。 また、今後の対策を提示いただくこともあります。
3	補助事業で導入した設備等を稼働した結果、CO2削減目標値を達成できなかった場合、補助金返還の可能性はありますか。	CO2削減量が目標値に達しなかった原因等を具体的にお示しいただくとともに対策等について報告していただきますが、CO2削減量等が当初の目標と大きく乖離している場合は補助金の返還が発生する可能性があります。
4	事業終了後の3年間で社名、事業所名、代表者、担当者、連絡先等が代わる可能性がある。その場合の手続きはどうなるでしょうか。	変更が生じた時点で、協会に速やかに連絡してください。
5	事業報告をするのはリース会社か、設備を使用する共同事業者でしょうか。	連名で提出してください。
6	補助事業の実施により取得した温室効果ガス削減効果につき、J-クレジットとして認証を受け、クレジットの運用をすることは可能ですか。	交付規程第8条第1項第十五号を参照願います。補助事業により取得した温室効果ガス削減効果は、施設設備の法定耐用年数期間を経過するまで、認証を受けること、またこれを運用することはできません。

令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金  
(Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業)

令和7年7月11日  
一般社団法人地域循環共生社会連携協会

よくあるご質問

No.	質問	回答
7	補助事業に実施により取得した温室効果ガス排出削減効果をグリーン電力証書の認証・取引に利用することはできますか。	本補助事業により取得する温室効果ガス排出削減効果（環境価値）をグリーン電力証書の認証・取引に利用することはカーボンプレジット登録と同じく、認められません。